

中標津町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対する意見募集結果

◆はじめに

中標津町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について、町民の皆様から寄せられたご意見の概要と、これらに対します町の考え方を下記のとおりお示しします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】 中標津町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）

【募集期間】 平成30年2月20日（火）～平成30年3月16日（金）

【意見総数】 2件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	2件	【電子メール】	0人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	0件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	0件	【FAX】	1人
【その他】 意見として伺ったもの	0件	【直接持参】	0人

◆ご意見の概要と町の考え方と最終（案）は以下のとおりです。

【中標津町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対する意見の概要と町の考え方】

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
No.1 107ページ以降 用語の説明 最初から読み始めると気づきにくいので、最初に出てきた本文横に「※P107 参照」と書き添えるとわかりやすいのではないのでしょうか。	1	ご提案の内容につきましては、表紙裏面に「本文中〔*〕について」と説明書きを加え、本文中の最初の用語のみに〔*〕を付記させていただきます。

NO. 2 19 ページ「教育と療育」2行目 「発祥」→「発症」でしょうか。 60 ページ2) ① 「特別な教科」→文科省では「特別の教科」になっています。 81 ページ下から6行目 「要する」→「擁する」でしょうか。 93 ページ 1) 枠内 「深めることも」→他の目的を受けての「深めることも」なのか、それとも「深めることを」でしょうか。 103 ページ 「放課後等デイサース」→ 「放課後等デイサービス」	1	ご意見のとおりですので、修正いたします。 (町民生活部福祉課)
---	----------	---